

柳泉園組合告示第3号

制限付一般競争入札について

柳泉園組合契約事務規則（平成11年規則第5号）第8条の規定に基づき、次のように公示する。

令和6年3月11日

柳泉園組合管理者 富田 竜馬

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事件名 清柳園焼却施設解体工事
- (2) 工事場所 東京都清瀬市下宿二丁目554番7、554番8
- (3) 工期 本契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- (4) 工事概要 清柳園焼却施設を解体撤去する。

ア 解体撤去工事

プラント	キルン式機械炉（三機式連続機械炉）
規模	75t/日
建築	鉄骨鉄筋コンクリート造（地下1階、地上3階） 建築面積約283㎡ 延床面積約624㎡
稼動停止	昭和60年11月（昭和61年廃止）
その他	煙突の一部解体済、電気集塵機撤去済

イ ダイオキシン類安全対策工事 一式

ウ 土壌汚染対策工事 一式

エ 清柳園敷地面積

面積 約3,774㎡

なお、本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

次に掲げる事項に該当し、かつ、次の3により事前にこの入札に参加する資格があると認められた者がこの入札に参加することができる。

- (1) 柳泉園組合競争入札参加資格者名簿に登録されており、土木一式（種目60）の登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (3) 公示日において、柳泉園組合競争入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置又は柳泉園組合同規約（昭和35年許可）第2条に定める組合を組織する市において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営不振状況にないこと。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったときなど。ただし、柳泉園組合が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）
- (5) 東京都内に建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による解体工事に係る特定建設業の許可を受けた本店、支店、営業所等を有すること。ただし、支店、営業所等については、契約の権限を有する代理人を置いていること。
- (6) 土木工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 公示の日から起算して1年7月前の日以降の日を審査基準日（令和4年8月11日から令和6年3月10日まで）とする建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査結果（以下「経審結果」という。）の土木一式の総合評定値Pが1,000点以上であること。
- (8) 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は監理技術者（土木一式工事又は建築一式工事に係る監理技術者資格者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）を当該工事に専任で配置できること。（主任技術者又は監理技術者を複数の技術者とすることも可とする。）
- (9) 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成13年4月25日基発第401号，平成26年1月10日改正）に基づき、一般廃棄物を対象とするごみ焼却炉を解体した実績を有すること。

3 制限付一般競争入札参加申込手続及び確認通知等

- (1) この入札に参加を希望する者は、柳泉園組合制限付一般競争入札参加資格審査申込書（様式第1号。以下「入札申込書」という。）に必要書類を添付して申込みをし、この入札参加の審査を受けなければならない。
- (2) 申込みの際の必要書類
 - ア 入札申込書（様式第1号）
 - イ 有効期限内の柳泉園組合競争入札参加資格審査申請受付書の写し
 - ウ 建設業の許可証明書の写し（支店又は営業所等で申込み場合は、その建設業許可が記載されている建設業許可申請別紙を添付すること。）
 - エ 公示日の1年7月前の日以降の日（令和4年8月11日から令和6年3月10日まで）を審査基準日とする経審結果の写し
 - オ 配置予定技術者の技術者資格証の写し
 - カ 配置予定技術者の資格及び工事経験（様式第2号）
 - キ 上記カの工事経験に記載した工事請負契約書の写し
 - ク 2の（9）の施工実績を証する1件以上の工事請負契約書の写し

(3) 入札説明書及び入札申込様式等の配布

- ア 配布日 令和6年3月11日(月)から
- イ 配布方法 柳泉園組合ホームページよりダウンロード

(4) 申込みの受付

- ア 受付期限 令和6年3月25日(月)まで(土日、祝日を除く)
- イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
- ウ 受付場所 柳泉園組合総務課企画財務係(柳泉園組合管理棟1階窓口)
- エ 申込方法 持参とする。
- オ その他 受付時に入札申込書に受付印を捺印し、写しを申請者に渡すこととする。
受理した入札申込書等は返却しない。

(5) 入札資格の通知

入札参加資格の審査結果は、令和6年4月5日(金)に、申込みをした者全員に確認通知書をもって参加資格の有無を電子メールで通知する。(原本は順次郵送する。)

なお、通知が届かない場合は、速やかに総務課企画財務係まで連絡すること。

(6) 入札参加資格がないとされた者に対する説明

入札参加資格がないとされた者が、その理由について説明を希望する場合は、書面をもって次のとおり説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和6年4月12日(金)午後3時必着
- イ 提出方法 持参または電子メール
- ウ 回答方法 令和6年4月22日(月)までに書面をもって電子メールで回答する。

(7) 入札参加資格者等の公表

この入札に参加する資格があると確認された者の名称及び数は入札後に公表する。

4 設計図書等の貸与、質疑等

(1) 設計図書等の閲覧

次のとおり設計図書等を閲覧に供する。

- ア 閲覧期間 令和6年3月11日(月)から入札執行後まで
- イ 閲覧方法 柳泉園組合ホームページより閲覧

(2) 設計図書等に対する質疑等

設計図書等に対する質疑がある場合は、指定の書面により次のとおり提出するものとする。

- ア 提出期限 令和6年4月15日(月)午後3時必着
- イ 提出先 柳泉園組合総務課企画財務係
- エ 提出方法 持参または電子メール(質疑のない場合は提出不要)
- オ 回答方法 令和6年4月22日(月)までに入札参加資格者全員に対し電子メールにて一括回答する。
- カ 注 意 質疑は1問1答を基本とする。また、オの回答期日を過ぎても回答が届かない場合は、速やかに総務課企画財務係まで連絡すること。

(3) 現地見学会

工事場所の現地見学会を、以下とおり開催する。

- ア 開催期間 令和6年4月11日(木)から令和6年4月12日(金)
- イ 申込期日 令和6年4月9日(火)午後3時まで
- ウ 申込方法 電子メールにて受け付ける。

5 入札日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年4月26日(金)午後2時00分
- (2) 場 所 柳泉園組合管理棟3階 大会議室
- (3) その他 入札にあたっては、確認通知書(様式第3号)及びその他必要書類等を必ず持参すること。

6 入札の方法等

- (1) この入札にあたっては、柳泉園組合制限付一般競争入札心得書(以下「入札心得書」という。)の内容をよく確認すること。
- (2) 入札書は、組合指定のものに限る。
- (3) 郵送等による入札は認めない。
- (4) 開札の宣言後に入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。
- (5) 入札参加資格者であっても、入札参加資格確認後、次の各号のいずれかに該当したときは、入札に参加できない。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するに当たったとき。
 - イ 提出された入札申込等に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
 - ウ 柳泉園組合又は柳泉園組合を組織する市において指名停止を受けたとき。
- (6) 定時になっても入札参加資格者がいない場合は、入札を中止する。
- (7) 再度入札の回数は2回までとする。
- (8) 資格審査の経緯及び結果についての不服の申し立ては受け付けません。
- (9) 落札決定は入札会場において行い、入札結果は柳泉園組合ホームページにおいて公表する。

7 工事内訳書の提出

入札の当日、1回目の入札金額に対応した工事内訳書を提出すること。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、当該入札を無効とする。

- (1) 入札心得書第7条の規定に該当する入札
- (2) 6(5)のいずれかに該当する者のした入札

9 単体JV区分

単体とする。

10 最低制限価格

本入札にあたっては、最低制限価格は設定しない。

11 入札保証金

本入札にあたっては、入札保証金は免除とする。

ただし、落札者となった場合において、正当な理由がなく期限までに契約を締結しないときは、落札金額の100分の3に相当する額の違約金を徴収できるものとする。

12 契約に係る条件

- (1) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とし、契約締結の日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に柳泉園組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券を柳泉園組合に提出したとき又は保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関工事履行保証契約を締結したとき等は納付を免除する。
- (2) 前払金は、契約金額の3割を超えない範囲で6,000万円を限度とする。
- (3) 契約書については、柳泉園組合所定の工事請負約款を使用するものとし、ホームページ上で閲覧に供する。
- (4) この契約は、柳泉園組合議会の議決を必要とするため、落札者決定後は速やかに仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約を締結するものとする。

13 本入札に関する事務局

事務局	柳泉園組合総務課企画財務係
所在地	〒203-0043 東京都東久留米市下里 4-3-10
T E L	042-470-1546
F A X	042-470-1559
電子メール	keiyaku@ryusen.or.jp
ホームページ	http://www.ryusen.or.jp